

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方公共団体は、少子高齢化の進行に伴い社会保障など従来からの行政サービスに対する需要が高まる中、新型コロナウイルス感染症、大規模災害、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など新たな課題への対応も求められている。したがって、今後の国家予算の検討においては、増大する財政需要などにも対応できるよう、歳入・歳出を的確に見積もり、さらなる地方財政の充実を図ることが求められる。

よって、国会及び政府においては、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する財政需要を的確に把握するとともに、子育て、地域医療、介護や生活困窮者の自立支援など、急増する社会保障経費の拡充と人材確保に必要な財政措置を講ずること。
- 2 新型コロナウイルス感染症の5類移行後においても、保健所を含めた医療提供体制等について、自治体で混乱が生じることをのらないよう、十分な財政措置やより速やかな情報提供などを行うこと。
- 3 デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き「地域デジタル社会推進費」に相当する財源を確保するなど、十分な財源を保障すること。特に、戸籍等への記載事項における氏名の読み仮名の追加については、具体的な実施方法やスケジュールを早急に示すとともに、必要な経費を国の責任において確保すること。
- 4 保育士不足の解消、保育士の確保に向けて保育施設・学童保育施設等職員の処遇改善及び保育士の配置基準を見直し、改善するために必要な予算を措置すること。
- 5 「まち・ひと・しごと創生事業費」は、新たに「地方創生推進費」として確保されているが、持続可能な地域社会の維持・発展のため、恒久的な財源とすること。
- 6 会計年度任用職員制度の運用については、2024年度から可能となる勤勉手当の支給も含め、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、その財政需要を十分に満たすこと。
- 7 所得税・消費税の地方税移譲など、抜本的な改善を行うとともに、地方交付税の法定率を引き上げるなど、臨時財政対策債に頼らない、自律的な地方財政の確立に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年（2023年）7月11日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、内閣府特命担当大臣（地方創生）  
（提出者）自由民主党、民主市民連合、公明党及び日本共産党所属議員全員並びに山口かずさ山口かずさ議員及び未来さっぽろ成田祐樹議員